

銚田市屋内退避及び避難誘導計画(案)住民説明会におけるご意見等について

No.	ご質問・ご意見等	説明会での回答
1	<p>大洗研究所で事故が起きた場合に、銚田市にはどのように情報が伝達され、地域住民にはどのように連絡が来るのか。また災害発生時に外出していた住民は、どのような行動をすることが適切なのか。市内への一時滞り者へは、どのように情報提供をするのか。</p>	<p>市と国、県、原子力機構の各災害対策本部は、リアルタイムでテレビ会議システムやFAX、電話等で情報が共有できます。原子力災害対策重点区域の住民には、災害に関する情報を、国等がTV、ラジオで伝達するほか、市としては、防災行政無線、戸別受信機、メール配信サービス、緊急速報メールで周知します。緊急速報メールは一定の区域内にいる人の携帯電話へ一斉通知されるため、重点区域の住民のほか、一時的滞り者への情報伝達手段にもなり得ます。災害発生時に外出していた住民の行動は、原子力災害は発生源から離れることが基本的な考え方であるため、自宅等に無理に戻ることはせず、建物等に入り、情報収集をしていただきたい。</p>
2	<p>安定ヨウ素剤の服用について、被ばくをしなかったときに飲んでしまっても、副作用等は大丈夫なのか。</p> <p>安定ヨウ素剤は、事故等が発生した際に配布することとなっているが、事前配布をする予定はないのか。</p>	<p>副作用については、安定ヨウ素剤を複数回服用するなど、必要以上に服用すれば、健康に支障が出る可能性もありますが、仮に被ばくしなかったとしても1回、2回程度であれば特段の支障はないと思われます。一方でヨウ素を体内に取り込むため、人によっては、免疫の過剰反応によるアナフィラキシー症状が起きる可能性はゼロではありません。服用によるリスクについては、配布時に改めて説明しながら配る予定です。事前配布については、東海第二発電所から5km圏内のPAZの自治体(東海村、ひたちなか市)については事前配布をしています。ひたちなか市においては、東海第二発電所の周辺5km圏外のUPZの住民についても配布していると聞いております。市内での薬局等で配布など、様々な方法で配布を推進していますが、現状での配布率は、約30%程度と聞いており、期限の管理と更新、適正な服用等を考え、現在のところは、緊急時配布としています。</p>

3	避難対象範囲が概ね 5 kmとなっているのはどのような理由で決めているのか。	国が作成する防災基本計画や原子力災害対策指針、県の地域防災計画により、原子力災害対策重点区域が概ね半径 5km と定めています。これは、平成 23 年 3 月の東日本大震災時の東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、見直しがされ、現在の 5km とされている経過があります。
4	屋外の防災無線が風の影響により聞こえないことがある。防災無線の数を増やしていただけないか。	屋外の防災行政無線は、発せられる音を認識できる範囲を調査した上で設置場所を決定しているので御理解いただきたい。また、各世帯へ配布している戸別受信機を新しい戸別受信機へ更新することを考えています。また、テレホンサービスも御活用いただきたい。防災行政無線の増設については、今後検討していきたいと思っております。